

全国社会保険労務士会連合会情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）会則（以下「会則」という。）第57条の2第2項の規定により連合会の情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(公開する連合会の情報)

第2条 公開する情報は、次のとおりとする。

- 一 会 則
- 二 社会保険労務士会会員名簿（開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員に限る。以下同じ。）
- 三 役員名簿
- 四 通常総会において、承認された事業報告書、決算報告書及び特別会計決算報告書並びに報告された共済会事業報告書及び決算報告書
- 五 通常総会において、承認された事業計画書及び予算書並びに報告された共済会事業計画書及び予算書
- 六 社会保険労務士法（以下「法」という。）第25条に規定する懲戒処分に関する事項
- 七 法第25条の24第1項に規定する違法行為等についての処分に関する事項
- 八 法第25条の33に規定する注意勧告に関する事項
- 九 法第5条第5号又は第6号の規定に該当し、かつ連合会会長が必要と認めるもの
- 十 その他連合会会長が必要と認めるもの

(社会保険労務士会会員名簿の公開)

第3条 前条第2号に規定する社会保険労務士会会員名簿に関する事項の公開は、次のとおりとする。

- 一 氏名
- 二 登録番号
- 三 事務所の名称、所在地及び電話番号又は主たる事務所の名称、所在地及び電話番号並びに従たる事務所の名称、所在地及び電話番号
- 四 所属社会保険労務士会
- 五 その他連合会会長が必要と認めた事項

(社会保険労務士に対する懲戒処分等の公開)

第4条 第2条第6号及び第7号に規定する懲戒処分等に関する事項並びに同条第9号に規定する事項の公開は、次のとおりとする。ただし、被処分者である社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の人物等を特定することが可能な情報等は公開しないものとする。

- 一 氏名又は社会保険労務士法人の名称
- 二 登録番号又は登載番号
- 三 事務所の名称及び所在地又は主たる事務所の所在地及び従たる事務所の所在地
- 四 所属社会保険労務士会
- 五 懲戒処分等の年月日、内容及びその理由

2 公開の期間は、次のとおりとする。

- 一 戒告 処分の日から1年
- 二 業務の停止 業務の停止の日から期間終了の翌日より2年
- 三 失格処分又は解散 処分の日から5年
- 四 第2条第9号に規定する事項 刑に処せられた日から5年以内で連合会会長が必要と認めた期間

(注意勧告の公開)

第5条 第2条第8号に規定する注意勧告に関する事項の公開は、次のとおりとする。ただし、被処分者である社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の人物等を特定することが可能な情報等は公開しないものとする。

- 一 氏名又は社会保険労務士法人の名称
- 二 登録番号又は登載番号
- 三 事務所の名称及び所在地又は主たる事務所の所在地及び従たる事務所の所在地
- 四 所属社会保険労務士会
- 五 注意勧告を行った年月日、内容及びその理由

2 公開の期間は、注意勧告を行った日から1年とする。

(公開の方法)

第6条 第2条に規定する公開する情報は、月刊社労士又はインターネット上の連合会ホームページに掲載する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。
- 2 この規則は、平成20年3月14日から施行する。
- 3 この規則は、平成26年6月4日から施行する。